

# 目次

## 中国運輸局編

■ 本書の使い方	2
■ 略語について	3
■ 最近の主な法改正	4

### 第1章 車両法

1 目的・用語・自動車の種別	6
2 自動車の登録制度	9
3 保安基準	15
4 自動車の点検整備制度	16
5 自動車の検査制度	21
6 整備工場の認証制度	29
7 指定制度（工場関係）	39
8 指定制度（検査員関係）	49
9 指定制度（保安基準適合証関係）	51
10 指定制度（記録簿・罰則・変更届）	69

### 第2章 保安基準

1 自動車の構造関係	79
2 自動車の装置一般	85
3 自動車の車体関係	94
4 自動車の室内関係	100
5 自動車の騒音・排ガス関係	110
6 自動車の灯火関係	112
7 警音器・後写鏡・速度計 他	126
8 テスタ等による機能維持確認	132

### 第3章 計算問題

1 ブレーキ制動力	145
2 年度別計算問題	146

### 第4章 年度別試験問題

1 令和5年度 第1回	165
2 令和5年度 第2回	173
3 令和4年度 第1回	182
4 令和4年度 第2回	190
5 令和3年度 第1回	199
6 令和3年度 第2回	208
7 令和2年度 第2回	218
8 令和元年度 第2回	226

### 第5章 暗記ノート

《法令の改正》

◎車両法：令和元年5月24日  
法律第14号まで

◎施行規則：令和4年5月20日  
国土交通省令第45号まで

◎点検基準：令和2年2月6日  
国土交通省令第6号まで

◎審査規程：令和6年2月1日  
第55次改正まで

# 第1章 車両法

## 1 目的・用語・自動車の種別

- 1. 車両法の目的 ..... 6
- 2. 用語の定義 ..... 7
- 3. 自動車の種別 (法令) ..... 8
- 4. 自動車の種別 (内容) ..... 8

## 2 自動車の登録制度

- 1. 登録の一般的効力 ..... 9
- 2. 新規登録の申請 ..... 10
- 3. 自動車登録番号標の封印等 ..... 10
- 4. 変更登録 ..... 11
- 5. 移転登録 ..... 12
- 6. 永久抹消登録・一時抹消登録 ..... 12
- 7. 自動車登録番号標の表示の義務 ..... 13
- 8. 車台番号等の打刻 ..... 13
- 9. 打刻の塗まつ等の禁止 ..... 13
- 10. 譲渡証明書 ..... 14
- 11. 臨時運行 ..... 14

## 3 保安基準

- 1. 保安基準 ..... 15

## 4 自動車の点検整備制度

- 1. 点検及び整備の義務 ..... 16
- 2. 日常点検整備 ..... 16
- 3. 定期点検整備 (期間) ..... 17
- 4. 定期点検整備 (基準・内容) ..... 18
- 5. 点検整備記録簿 ..... 20

## 5 自動車の検査制度

- 1. 自動車の検査及び自動車検査証 ..... 21
- 2. 自動車検査証の記載事項 ..... 21
- 3. 新規検査 ..... 22
- 4. 自動車検査証の有効期間 ..... 22
- 5. 自動車検査証の有効期間の起算日 ..... 23
- 6. 継続検査 ..... 24
- 7. 自動車検査証の備付け・検査標章の表示 ..... 24
- 8. 自動車検査証記録事項の変更 ..... 25
- 9. 構造等変更検査 ..... 26
- 10. 自動車検査証等の再交付 ..... 26
- 11. 予備検査 ..... 27
- 12. 限定自動車検査証 ..... 27
- 13. 自動車部品を装着した場合の取扱い ..... 28

## 6 整備工場の認証制度

- 1. 特定整備事業者の種類 ..... 29
- 2. 認証 ..... 30
- 3. 認証基準 ..... 30
- 4. 特定整備の定義 ..... 31
- 5. 認証における取扱い ..... 32
- 6. 特定整備事業者の変更届・事業の廃止 ..... 33
- 7. 特定整備事業者の譲渡 ..... 33
- 8. 特定整備事業者の標識 ..... 34
- 9. 特定整備事業者の義務 ..... 34
- 10. 特定整備記録簿 ..... 34
- 11. 特定整備事業者の設備の維持 ..... 35

- 12. 特定整備事業者の遵守事項 ..... 35
- 13. 整備主任者 ..... 38
- 14. 事業の停止 ..... 39

## 7 指定制度 (工場関係)

- 1. 優良自動車整備事業の認定 ..... 39
- 2. 指定自動車整備事業の指定 ..... 40
- 3. 工場の設備、技術及び管理組織 ..... 41
- 4. 工場の設備 (計器類) ..... 42
- 5. 自動車の検査の設備 ..... 42
- 6. 要員関係の基準の解釈 ..... 43
- 7. 作業場等の基準の解釈 ..... 45
- 8. 検査の設備の共用等 ..... 47
- 9. 設備の維持 ..... 48
- 10. 検査用機器の校正 ..... 48

## 8 指定制度 (検査員関係)

- 1. 自動車検査員の選任 ..... 49
- 2. 自動車検査員の要件 ..... 49
- 3. 自動車検査員の兼任 ..... 50
- 4. 自動車検査員の解任 ..... 50

## 9 指定制度 (保安基準適合証関係)

- 1. 指定事業者による保安基準適合証の交付 (法令) ..... 51
- 2. 指定事業者による保安基準適合証の交付 (実務) ..... 52
- 3. 保安基準適合証等の交付範囲 ..... 52
- 4. 指定事業者の点検の基準 ..... 53
- 5. 自動車検査員による検査の基準 ..... 54
- 6. 自動車検査員による証明 (証明方法) ..... 57
- 7. 自動車検査員による証明 (同一性の確認等) ..... 57
- 8. 自動車検査員による証明 (複数の自動車検査員が分担して行う場合) ..... 58
- 9. 自動車検査員による点検 ..... 58
- 10. 自動車検査員の服務 ..... 59
- 11. 自動車検査員の作業範囲 ..... 59
- 12. 保安基準適合証等の有効期間 ..... 61
- 13. 保適を提出した場合の取扱い ..... 62
- 14. 保安基準適合標章の表示 ..... 62
- 15. 保安基準適合証の取扱い (紙による方法) ..... 63
- 16. 保安基準適合証の取扱い (電磁的方法) ..... 64
- 17. 保安基準適合証の取扱い (局通達) ..... 66
- 18. 保安基準適合証の取扱い (最終検査申請日) ..... 67
- 19. 自賠責保険証明書の備付け ..... 67
- 20. 自賠責保険証明書の提示 ..... 68
- 21. 限定保安基準適合証 ..... 68

## 10 指定制度 (記録簿・罰則・変更届)

- 1. 指定整備記録簿 ..... 69
- 2. 指定整備記録簿 (記載要領) ..... 70
- 3. 指定整備事業者の罰則の適用 ..... 73
- 4. 指定整備事業者の変更届等 ..... 73
- 5. 指定整備事業者の標識 ..... 74
- 6. 不正使用等の禁止 ..... 74
- 7. 不正改造の禁止 ..... 74

# 1 目的・用語・自動車の種別

## 1 車両法の目的

[過去出題例]

- ☑1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R5.2]
- ☑2. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての（ ）等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに（ ）についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R5.1]
- ☑3. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の（ ）並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の（ ）の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R4.2]
- ☑4. この法律は、道路運送車両に関し、（ ）についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、（ ）を増進することを目的とする。[R4.1]
- ☑5. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び（①）の防止その他の環境の保全並びに（②）についての技術の向上を図り、併せて自動車の（②）事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R3.2]
- ☑6. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに（ ）の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての（ ）の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R3.1]
- ☑7. この法律は、道路運送車両に関し、（①）についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の（②）に資することにより、（③）を増進することを目的とする。[R2.2]
- ☑8. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに（①）の確保及び（②）の防止その他の環境の保全並びに（③）についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[R1.2]

◎正解 1…○：2…公証/整備：3…環境の保全/整備事業：4…所有権/公共の福祉：  
 5…①公害/②整備：6…安全性/技術：7…①所有権/②健全な発達/③公共の福祉：  
 8…①安全性/②公害/③整備

[関係法令]

### ◆車両法◆第1条（この法律の目的）

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
- ▷「公証」行政上、特定の事実または法律関係の存在をおおやけに証明すること。
  - ▷「資する」助けとなる。役立つ。
  - ▷「公共の福祉」社会全体に共通する幸福・利益。
  - ▷毎年必ず出題！全文を覚える！

**2** 用語の定義

## 〔過去出題例〕

- ☑1. 「道路運送車両」とは、自動車、( ) 及び軽車両をいう。[R4.1]
- ☑2. 「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽自動車をいう。[R5.1]
- ☑3. 「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。[R3.1/R1.2]
- ☑4. 「道路運送車両」とは、自動車、軽自動車及び軽車両をいう。[R3.2]
- ☑5. この法律で「道路運送車両」とは、普通自動車、小型自動車、原動機付自転車及び軽自動車をいう。[H30.2]
- ☑6. この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した(①)で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して(②)を移動させることを目的として製作した(①)であって、原動機付自転車以外のものをいう。[R1.1]
- ☑7. この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。[R4.2]
- ☑8. この法律で「運行」とは、人又は物品を運送するとしなにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること(道路以外の場所のみにおいて用いることを除く)をいう。  
[R5.2/R2.2]

◎正解 1…原動機付自転車：2…×：3…○：4…×：5…×：6…①用具/②陸上：7…○：8…○

## 〔関係法令〕

## ◆車両法◆第2条(定義)

- この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。
- この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。
- この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令〔施行規則第1条〕で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。  
▷側車付を除いた二輪は総排気量0.125ℓ以下、その他のものは0.050ℓ以下のものが原動機付自転車。  
▷排気量0.050ℓ以下は第一種原動機付自転車、その他のもの(0.050～0.124ℓ)が第二種原動機付自転車。
- この法律で「軽車両」とは、人力若しくは畜力により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、政令〔施行令第1条〕で定めるものをいう。  
▷軽車両は、原動機を使用しない馬車、牛車及び馬そりなど。
- この法律で「運行」とは、人又は物品を運送するとしなにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること(道路以外の場所のみにおいて用いることを除く)をいう。

## 2 指定自動車整備事業の指定

### [過去出題例]

- ☑1. 地方運輸局長は、自動車特定整備事業者の申請により、自動車特定整備事業の認証を受けた事業場であって、自動車の整備について国土交通省令で定める基準に適合する設備、技術及び管理組織を有するほか、国土交通省令で定める基準に適合する自動車の検査の（ ）を有し、かつ、確実に自動車検査員を選任して自動車の点検及び整備について検査をさせると認められるものについて、指定自動車整備事業の指定を（ ）。[R5.1]

◎正解 1…設備/することができる

### [関係法令]

#### ◆車両法◆第94条の2（指定自動車整備事業の指定等）

1. 地方運輸局長は、自動車特定整備事業者の申請により、自動車特定整備事業の認証を受けた事業場であって、自動車の整備について前条第1項〔優良認定〕の国土交通省令〔指定規則第2条〕で定める基準に適合する設備、技術及び管理組織を有するほか、国土交通省令〔指定規則第2条〕で定める基準に適合する自動車の検査の設備を有し、かつ、確実に第94条の4第1項の自動車検査員を選任して第94条の5第1項の自動車の点検及び整備について検査〔完成検査〕をさせると認められるものについて、指定自動車整備事業の指定をすることができる。

▷指定の申請をする者は、申請書を地方運輸局長に提出しなければならない〔指定規則第1条〕。

2. 指定自動車整備事業の指定は、対象とする自動車の種類を指定し、その他業務の範囲を限定して行うことができる〔第78条第2項準用〕。

#### ◆対象自動車の区分（編集部）◆ ※指定規則第5号様式備考より。

対象自動車の種類	対象自動車の範囲等
普通自動車（大型）	普通自動車で、車両総重量8トン以上の車両 最大積載量5トン以上の車両 乗車定員30人以上の車両
普通自動車（中型）	普通自動車で、車両総重量8トン未満の車両 最大積載量2トンを超え5トン未満の車両 乗車定員11人以上29人までの車両
普通自動車（小型）	普通自動車で、最大積載量2トンまでの車両 乗車定員10人までの車両 普通自動車（大型）、（中型）以外の特種用途自動車 キャンピング車、消防車、教習車等（8ナンバー）
普通自動車（乗用）	普通自動車で、普通自動車（大型）（中型）（小型）以外の車両
小型四輪自動車	
小型三輪自動車	
小型二輪自動車	
軽自動車	
大型特殊自動車	ショベル・ローダ、ロード・ローラ等 （0、9ナンバー）（小型特殊自動車以外のもの）



### 3 工場の設備、技術及び管理組織

[過去出題例]

☑1. 別紙3の2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準 (抜粋)

[R3.2]

1. 工員数、設備の有無等の基準

番号	項目	審査の基準	備考
1-1	工員数	(①) 人以上 ただし、対象自動車の種類に車両総重量8t以上、最大積載量5t以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、(②) 人以上	
1-2	整備士数	(③) 人以上	自動車工のうち整備士(自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く)の数

☑2. 別紙3の2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準 (抜粋)

[R5.2]

1. 工員数、設備の有無等の基準

番号	項目	審査の基準	備考
1-2	整備士数	( ) 人以上	自動車工のうち整備士(自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く)の数

☑3. 指定自動車整備事業における工員数は、3人以上必要である。ただし、対象自動車の種類に車両総重量8t以上、最大積載量5t以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上必要である。[R5.2]

☑4. 指定自動車整備事業において、対象自動車の種類に車両総重量8t以上を含む場合の必要な工員数は4人以上である。[R4.2]

☑5. 指定自動車整備事業の事業場における自動車工の数に対する整備士数の割合は、1/3以上必要である。[R5.1]

☑6. 指定自動車整備事業者の事業場において、点検、整備作業に従事する自動車工が5人の場合、自動車整備士技能検定規則に基づく整備士(特殊整備士を除く)は2人以上でなければならない。

[R4.1]

◎正解 1…①4/②5/③2：2…2：3…×：4…×：5…○：6…○

[関係法令]

◆整備事業の取扱い◆別紙3の2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準

1. 工員数、設備の有無等の基準

番号	項目	審査の基準	備考
1-1	工員数	4人以上 ただし、対象自動車の種類に車両総重量8t以上、最大積載量5t以上又は乗車定員30人以上の車両を含む場合には、5人以上	
1-2	整備士数	2人以上	自動車工のうち整備士(自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く)の数

## 第2章 保安基準

中国運輸局が行う検査員教習修了試問の保安基準関連の出題については、自動車製作年月を試問実施年度の3年前とすることが多い。そこで、第2章は、特にことわりのない限り、令和3年7月に製作された自動車に適用される規定による正解及び関係法令（審査規程）を収録している。

なお、特に注釈のない限り、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車の基準（審査規程）については省略している。

### 1 自動車の構造関係

1. 用語の定義	79
2. 不適切な補修等	80
3. 長さ、幅及び高さ	82
4. 最低地上高	83
5. 車両総重量・軸重・輪荷重	84
6. 安定性	85
7. 最小回転半径	85

### 2 自動車の装置一般

1. 原動機及び動力伝達装置	85
2. 速度抑制装置	86
3. 走行装置	87
4. 操縦装置	89
5. 施錠装置	89
6. 制動装置	91
7. 緩衝装置	92
8. 燃料装置	93
9. 電気装置	93

### 3 自動車の車体関係

1. 車枠及び車体	94
2. 車体表示	96
3. 巻込防止装置	96
4. 突入防止装置	98
5. 前部潜り込み防止装置	99

### 4 自動車の室内関係

1. 乗車装置	100
2. 運転者席	101
3. 座席	101
4. 座席ベルト	102
5. 座席ベルト非装着時警報装置	103
6. 頭部後傾抑止装置	104
7. 通路	105
8. 乗降口	106
9. 非常口	106
10. 物品積載装置	107
11. 窓ガラス（貼付物等）	108

### 5 自動車の騒音・排ガス関係

1. 騒音防止装置（消音器）	110
2. 排気管	111

### 6 自動車の灯火関係

1. 走行用前照灯	112
2. すれ違い用前照灯	112
3. 前部雾灯	113
4. 車幅灯	114
5. 昼間走行灯	114
6. 前部反射器	115
7. 側方灯・側方反射器	115
8. 番号灯	116
9. 尾灯	117
10. 後部雾灯	118
11. 後部反射器	118
12. 大型後部反射器	119
13. 制動灯	120
14. 補助制動灯	121
15. 後退灯	122
16. 方向指示器	122
17. 補助方向指示器	124
18. 非常点滅表示灯	124
19. その他の灯火等の制限	125

### 7 警音器・後写鏡・速度計 他

1. 警音器	126
2. 非常信号用具	126
3. 後写鏡	127
4. 後退時車両直後確認装置	128
5. 窓ふき器等	128
6. 速度計	129
7. 消火器	129
8. 内圧容器	129
9. 運行記録計	130
10. 緊急自動車	130
11. 道路維持作業用自動車	131
12. 旅客自動車運送事業用自動車	131

### 8 テスタ等による機能維持確認

1. かじ取車輪の整列状態 （サイドスリップ・テスト）	132
2. 窓ガラスの透過率（可視光線透過率測定器）	132
3. 近接排気騒音の大きさ（騒音計等）	133
4. CO・HCの濃度（CO・HCテスト）	137
5. 光吸収係数又は黒煙による汚染度 （オパシメータ又は黒煙測定器）	139
6. 前照灯の明るさ及び照射方向 （前照灯試験機）	141
7. 警音器の音の大きさ（騒音計等）	143
8. 速度計の指度の誤差（速度計試験機）	143

# 1 自動車の構造関係

## 1 用語の定義

[過去出題例]




- ☑1. 「ガラス開口部」とは、ウェザ・ストリップ、モール等と重なる部分及びマスキングが施されている部分を含んだ部分をいう。[R3.1]
- ☑2. 「三輪自動車」とは、3個の車輪を備える自動車であって、側車付二輪自動車に該当しないものをいう。[R3.2]
- ☑3. 「小人定員」とは、6才未満の小児又は幼児の乗車定員をいう。[R2.2]
- ☑4. 「審査時車両状態」とは、空車状態の道路運送車両に乗車定員の人員が乗車し、最大積載量の物品が積載された状態をいう。[R2.2]
- ☑5. 原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える原動機の異常状態を表示するテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅している状態は、「審査時車両状態」の要件を満たしていない。[R1.2]
- ☑6. 「積車状態」とは、空車状態の道路運送車両に乗車定員の人員が乗車し、最大積載量の物品が積載された状態をいう。[R5.1]
- ☑7. 「走行中に使用しない灯火」とは、点灯したままでは走行することができない構造の自動車に備えるもの、駐車制動装置が作動しているときに限り点灯するもの又は変速装置の変速レバーがP又はNの位置にあるときに限り点灯するものをいう。[R4.2/R4.1/R3.2/R1.2]
- ☑8. 「損傷」とは、当該装置の機能を損なう変形、曲がり、摩耗、破損、切損、亀裂又は( )をいう。[R5.2]
- ☑9. 「損傷」とは、当該装置の機能を損なう変形、曲がり、摩耗、破損、切損、亀裂又は腐食をいう。[R5.1]
- ☑10. 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素を化学反応させることにより直接に電気を発生させる装置を備え、かつ、その電力により作動する原動機を有する自動車をいう。[R5.2]
- ☑11. ( ) 座席ベルトは、当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルトであって、三点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、かつ、上半身が前方に倒れることを防止することのできるものをいう。[R5.1]
- ☑12. 「第二種座席ベルト」とは、( ) 座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、かつ、上半身が前方に倒れることを防止することのできるものをいう。[H30.2]
- ☑13. 連鎖式点灯の方向指示器であって、照明部の最内縁から最外縁に向かって点灯するものの照明部に外接する長方形は、その長辺がH面(灯火器の基準中心を含む水平面)に平行であるものとし、その長方形の長辺と短辺の比は( )以上であること。[R4.1/R3.1]

◎正解 1…×：2…○：3…×：4…×：5…○：6…○：7…○：8…腐食：9…○：10…○：11…第二種：12…三点式：13…1.7



[関係法令]

◆審査規程 1-3 用語の定義・抜粋

用語	内容				
ガラス開口部	ウェザ・ストリップ、モール等と重なる部分及びマスキングが施されている部分を除いた部分をいう。				
空車状態	道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう [以下略]。 ▷空車状態の自動車の重量を「車両重量」という。				
三輪自動車	3個の車輪を備える自動車であって、側車付二輪自動車に該当しないものをいう。				
小人定員	12才未満の小児又は幼児の乗車定員をいう。				
審査時車両状態	次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。 ①空車状態の自動車に運転者1名が乗車した状態（被牽引自動車にあっては、空車状態に運転者1名が乗車した牽引自動車と空車状態の被牽引自動車を連結した状態）であること。 ただし、検査担当者からの指示又は申告ボタン操作等の理由により降車する必要がある場合には、空車状態であってもよい。[新設] ②原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること [以下略]。				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>異常状態の表示</th> <th>識別表示例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原動機</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	異常状態の表示	識別表示例	原動機	
異常状態の表示	識別表示例				
原動機					
積車状態	空車状態の道路運送車両に乗車定員の人員が乗車し、最大積載量の物品が積載された状態をいう。この場合において乗車定員1人の重量は55kgとし、座席定員の人員は定位置に、立席定員の人員は立席に均等に乗車し、物品は物品積載装置に均等に積載したものとす。 ▷積車状態の自動車の重量を「車両総重量」という。				
走行中に使用しない灯火	点灯したままでは走行することができない構造の自動車に備えるもの、駐車制動装置が作動しているときに限り点灯するもの又は変速装置の変速レバーがP又はNの位置にあるときに限り点灯するものをいう。				
損傷	当該装置の機能を損なう変形、曲がり、摩耗、破損、切損、亀裂又は腐食をいう。				
燃料電池自動車	水素と酸素を化学反応させることにより直接に電気を発生させる装置を備え、かつ、その電力により作動する原動機を有する自動車をいう。				
第二種座席ベルト	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルトであって、三点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、かつ、上半身が前方に倒れることを防止することのできるものをいう。				
連鎖式点灯	一つの灯室内に複数の光源を有し、かつ、次に掲げる全て [一部省略] の要件を満たす方向指示器（自動車の前部又は後部に備えるものに限る。また、当該方向指示器と兼用する非常点滅表示灯を含む）又は補助方向指示器の場合に、それらの光源が連鎖的に点灯することをいう。 ◎方向指示器（照明部の最内縁から最外縁に向かって点灯するものに限る）の照明部に外接する長方形は、その長辺がH面（灯火器の基準中心を含む水平面）に平行であるものとし、その長方形の長辺と短辺の比は1.7以上であること。				

2 不適切な補修等

[過去出題例]

- ☑1. かじ取装置のダスト・ブーツの亀裂を、粘着テープ（自動車用部品の補修を目的として設計・製作されたものを除く。）で補修した。[H30.2]
- ☑2. 普通特種自動車（車体の形状：タンク車）に最大積載容積及び積載物品名が、手で容易に取り外すことができるマグネット板を用いて表示されていたため、基準に適合しないものと判断した。

## 6 自動車の灯火関係

本項では特に注釈のない限り、乗車定員9人以下の乗用自動車の基準要約を収録している。そのため、二輪自動車や貨物自動車の基準と異なる場合がある。

### 1 走行用前照灯

[過去出題例]

- ☑1. 小型乗用自動車の走行用前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、その全てが同一でなければならない。[R4.2/R4.1]
- ☑2. 走行用前照灯又はすれ違い用前照灯は、車幅灯、( )、前部上側端灯、後部上側端灯、番号灯及び側方灯が消灯している場合に点灯( )構造であること。[R4.2]
- ☑3. 二輪自動車に備える走行用前照灯、すれ違い用前照灯及び配光可変型前照灯は、原動機が作動している場合に常にいずれかが点灯している構造でなければならない。[R2.2改]

◎正解 1…×：2…尾灯/できない：3…○

[関係法令]

#### ◆審査規程7-65 走行用前照灯・要約

[視認審査]

区分	製作年月日
	平成18年1月1日～
確認距離	▪ 夜間・前方100mの障害物を確認 (テストによる審査に適合するものは適合)
灯光色	▪ 白色
個数	▪ 2個又は4個 ▷ 4個の格納式走行用前照灯を備えるものは、パッシング用の前照灯を2個追加して備えることができる。 ▷ 二輪自動車及び側車付二輪自動車は1個又は2個。
点灯確認用インジケータ	▪ 点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。 ▷ 二輪自動車は装備不要。
点灯操作	▪ 車幅灯、尾灯、前部上側端灯、後部上側端灯、番号灯及び側方灯が消灯している場合に点灯できない構造であること。
左右対称	▪ 左右同数、左右対称であること (走行用前照灯を1個備える場合を除く)。 ▷ 二輪自動車ですれ違い用前照灯の側方に走行用前照灯を備えるものは、走行用前照灯及びすれ違い用前照灯が左右対称の位置にあればよい。

[二輪自動車の前照灯・常時点灯]

区分	自動車の製作年月日	
国産新型車	～ H9.9.30 (常時点灯でなくてもよい)	H9.10.1～ (常時点灯する構造であること)
継続生産車、輸入車	～ H10.3.31	H10.4.1～

### 2 すれ違い用前照灯

[過去出題例]

- ☑1. 小型四輪乗用自動車 (最高速度20km/h未満の自動車及び幅0.8m以下の自動車は除く) に備えるすれ違い用前照灯の数は、( ) 個であること。[R5.2]
- ☑2. 放電灯光源を備えるすれ違い用前照灯は、走行用前照灯が点灯している場合に消灯する構造であること。[R1.2]

◎正解 1…2：2…×

# 1 ブレーキ制動力

## 1 制動力の判定基準の単位

制動力の判定基準では、単位に「N/kg」が使われている。この単位について解説する。

「N」は力の単位である。1 Nは、質量1 kgの物体に1 m/s<sup>2</sup>の加速度を生じさせる力と定義されている。地球の重力加速度は約9.8m/s<sup>2</sup>であることから、質量1 kgの物体に作用する重力は、1 kg×9.8m/s<sup>2</sup>=9.8Nということになる。

一方、「kg」は質量の単位である。自動車については、前軸重や後軸重、車両重量の単位に使われている（重量の単位は慣習的に「kg」が使われている）。

判定基準の「N/kg」は、重量あたりの制動力ということになる。例えば、1 N/kgは重量1 kgあたり1 Nの制動力であることを表している。仮に自動車の重量が1000kgであるとすると、制動力は1000Nとなる。この値がどの程度の大きさであるのか、判断する際の目安となるものに、自動車の重力がある。仮に自動車の制動力と重力が等しいとすると、重量1 kgに作用する重力は9.8Nであることから、制動力の割合は9.8N/kgとなる。

自動車の重量に対する制動力の総和の割合は「4.90N/kg」と定められている。9.8N/kgを基準とすると、50%ということになる。同様に他の割合「3.92N/kg」「1.96N/kg」「0.98N/kg」「0.78N/kg」は、9.8N/kgのそれぞれ40%、20%、10%、8%となる。

制動力の判定基準に「N/kg」を使うことで、重量に応じて一定割合以上の制動力を備えなければならない。

## 2 制動力の判定基準値

審査事務規程（9-3）では、ブレーキ制動力を次のように規定している。

### ◆制動力の判定基準（編集部要約）

項目	制動力の判定基準	
主制動装置	制動力の総和	制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が4.90N/kg以上であること。ただし、降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には、4.90N/kgを3.92N/kgに読み替えて適用する。
	後輪の制動力の和	後車輪に係わる制動力の和を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が0.98N/kg以上であること。
	左右の車輪の制動力の差	左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が0.78N/kg以下であること。
駐車ブレーキ	制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が1.96N/kg以上であること。	

注：①審査時車両状態における自動車の各軸重を計測することが困難な場合には、空車状態における前軸重に55kgを加えた値を審査時車両状態における自動車の前軸重とみなして差し支えない。

②ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上制動力を計測することが困難な場合には、その状態で制動力の総和に対し適合するとみなして差し支えない。

◎これらの基準のうち、「4.90N/kg以上」「3.92N/kg以上」「0.98N/kg以上」「0.78N/kg以下」「1.96N/kg以上」の数値は完全に暗記しておく必要がある。計算値の適否を判定するために不可欠である。

◎「審査時車両状態」は、審査規程1-3（用語の定義）より、空車状態の自動車に運転者1名（55kg）が乗車した状態である。

◎注①の内容は、「審査時車両状態」の前軸荷重と後軸荷重を規定したものである。理論的には、運転者1名（55kg）の荷重が前軸と後軸に分配される割合を求め、空車時の前軸荷重に運転者前軸配分荷重を加えたものが「審査時車両状態」の前軸荷重であり、また空車時の後軸荷重に運転者後軸配分荷重を加えたものが「審査時車両状態」の後軸荷重である。しかし、この考えに従って「審査時車両状態」の前軸荷重と後軸荷重を求めるには、運転者の乗員荷重位置を調べなくてはならない。自動車の荷重は運転者1名（55kg）の荷重から比べると非常に大きいことから、注①では次に荷重をみなすと規定している。

「審査時車両状態」の前軸荷重＝空車時前軸荷重＋55kg

「審査時車両状態」の後軸荷重＝空車時後軸荷重

◎この規定により、運転者の乗員荷重位置がわからなくとも、空車時前軸荷重と空車時後軸荷重からブレーキ制動力の合否判定が出来るようになる。

また、問題を解くに当たっては、①ブレーキ・テストの状態（乾いている・濡れている）、②計算値の末尾の処理方法（小数点第3位以下を切り捨て）などに注意する。

## 2 年度別計算問題

### 1 令和5年度 第1回問題

【1】主要諸元が〔A表〕の小型四輪貨物自動車について、検査機器による制動力検査を実施したところ〔B表〕に示す結果を得た。道路運送車両の保安基準その他関係法令に照らし、次の(1)及び(2)の問いに答えなさい。なお、このときの天候は晴れでブレーキ・テストのローラは乾燥状態であり、審査時車両状態における自動車の各軸重を計測することができない状態とする。

(1) この自動車の主制動装置及び駐車制動装置の制動力について、〔C表〕①～⑤の計算値を求めなさい。このときの計算値については、左右差の値は小数点第3位を切り上げ、制動力の値は小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位まで記入しなさい。

(2) 〔C表〕⑥～⑩の判定結果について、(1)で求めた値が道路運送車両の保安基準に適合するものには○を、適切しないものには×を記入しなさい。

〔A表〕

初度登録年月	令和2年7月
乗車定員	3人
空車時前軸重	1,180kg
空車時後軸重	750kg
最大積載量	1,000kg
最高速度	160km/h

〔B表〕

主制動力	前軸	右	3,180N
		左	2,860N
	後軸	右	1,880N
		左	1,710N
駐車ブレーキの制動力		右	1,690N
		左	1,750N

〔C表〕

項 目			計算値	判定結果
主 制 動 力	前軸	審査時車両状態における前軸重に対する左右差の値	(①) N/kg	(⑥)
	後軸	審査時車両状態における後軸重に対する左右差の値	(②) N/kg	(⑦)
		審査時車両状態における後軸重に対する制動力の値	(③) N/kg	(⑧)
	総和	審査時車両状態における自動車の重量に対する制動力の値	(④) N/kg	(⑨)
審査時車両状態における自動車の重量に対する駐車ブレーキの制動力の値			(⑤) N/kg	(⑩)

## 解 説

### ①審査時車両状態における前軸重に対する左右差の値

- ・①は、前軸の制動力の左右差を審査時車両状態における前軸重で除した値である。
- ・制動力の前輪左右差＝主制動力（前輪 右－左）＝3180N－2860N＝320N
- ・審査時車両状態における前軸重＝車両重量（前軸重）＋55kg＝1180kg＋55kg＝1235kg
- ・以上の結果、①は次のとおりとなる。

$$\text{①} = \frac{\text{制動力の前輪左右差}}{\text{審査時車両状態における前軸重}} = \frac{320\text{N}}{1235\text{kg}} = 0.259\cdots\text{N/kg}$$

- ・設問の指示により小数点第3位を切り上げ、小数点第2位まで求める。小数点第3位はこの場合「9」であり、これを切り上げると、答えは「①0.26N/kg」となる。
- ・判定根基準値は、「0.78N/kg以下」であり、計算値は「0.26N/kg」であることから、判定結果⑥は「○」となる。

### ②審査時車両状態における後軸重に対する左右差の値

- ・②は、後軸の制動力の左右差を審査時車両状態における後軸重で除した値である。
- ・制動力の後輪左右差＝主制動力（後輪 右－左）＝1880N－1710N＝170N
- ・審査時車両状態における後軸重＝車両重量（後軸重）＝750kg
- ・以上の結果、②は次のとおりとなる。

$$\text{②} = \frac{\text{制動力の後輪左右差}}{\text{審査時車両状態における後軸重}} = \frac{170\text{N}}{750\text{kg}} = 0.226\cdots\text{N/kg}$$

- ・設問の指示により小数点第3位を切り上げ、小数点第2位まで求める。小数点第3位はこの場合「6」であり、これを切り上げると、答えは「②0.23N/kg」となる。
- ・判定根基準値は、「0.78N/kg以下」であり、計算値は「0.23N/kg」であることから、判定結果⑦は「○」となる。

### ③審査時車両状態における後軸重に対する制動力の値

- ・③は、後軸の制動力の和を審査時車両状態における後軸重で除した値である。
- ・後輪制動力＝主制動力（後輪 右＋左）＝1880N＋1710N＝3590N
- ・審査時車両状態における後軸重＝750kg
- ・以上の結果、③は次のとおりとなる。

$$\text{③} = \frac{\text{後輪制動力の和}}{\text{審査時車両状態における後軸重}} = \frac{3590\text{N}}{750\text{kg}} = 4.786\cdots\text{N/kg}$$

- ・設問の指示により小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位まで求める。小数点第3位以下はこの場合「6…」であり、これを切り捨てると、答えは「③4.78N/kg」となる。



- ◎中国運輸局が行う検査員教習修了試問の保安基準関連については、試問を実施する年度の3年前の7月を自動車の製作年月として出題されることが多い。
- ◎そこで、第4章に収録した過去の試問については、令和3年7月を製作年月として模範解答及び解説を収録した。

### 4-1 ▶令和5年度第1回 自動車検査員教習修了試問

#### I 基礎法令

【1】 次の各文について、道路運送車両法及び道路運送車両法施行規則に照らして適切なものには○を、適切でないものには×を記入しなさい。

1. 自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から30日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。
2. 「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽自動車をいう。
3. 長さ4.69m、幅1.69m、高さ1.99m、総排気量が2.18ℓのガソリンを燃料とする自動車の種別は、普通自動車である。
4. 自動車を譲渡する者が交付する譲渡証明書は、譲渡に係る自動車1両につき、2通以上交付してはならない。
5. 限定自動車検査証の有効期間は、14日とする。
6. 自動車検査証の有効期間満了日が令和5年7月1日である乗車定員5人の自家用乗用自動車に対し、令和5年7月3日に有効期間の更新を行った場合、更新後の自動車検査証の有効期間の満了日は、令和7年7月3日となる。
7. 自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標、臨時検査合格標章、検査標章又は保安基準適合標章は、当該自動車以外の自動車に使用してはならない。

【2】 次の各文は、道路運送車両法及び道路運送車両法施行規則に関して述べたものです。各文の(①)～(⑧)の中にあてはまる最も適切な字句を選択枠から選び、その記号(ア～ト)を記入しなさい。(複数回答可)

1. 自動運行装置とは、プログラムにより自動的に自動車を運行させるために必要な、自動車の(①)時の状態及び周囲の状況を検知するためのセンサー並びに当該センサーから送信された情報を処理するための電子計算機及びプログラムを主たる構成要素とする装置であって、当該装置ごとに国土交通大臣が付する条件で使用される場合において、自動車を運行する者の操縦に係る認知、予測、判断及び操作に係る能力の(②)を代替する機能を有し、かつ、当該機能の作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置を備えるものをいう。
2. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての(③)等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに(④)についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

3. 自動車検査証は、車台番号、使用者の氏名又は名称その他国土交通省令で定める事項が記載され、かつ、これらの事項、有効期間その他国土交通省令で定める事項（以下「自動車検査証記録事項」という。）が（⑤）方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法により記録された（⑥）とする。
4. 検査標章は、当該自動車検査証がその効力を失ったとき、又は（⑦）、臨時検査若しくは構造等変更検査の結果、当該自動車検査証の返付を受けることができなかつたときは、当該自動車に表示してはならない。
5. 何人も、自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻を塗まつし、その他車台番号又は原動機の型式の（⑧）を困難にするような行為をしてはならない。

ア：確認	イ：識別	ウ：運行	エ：公証	オ：新規検査	カ：全部	キ：技術的
ク：電子的	ケ：停止	コ：書面	サ：目視	シ：化学的	ス：継続検査	セ：保証
ソ：公認	タ：検査	チ：一部	ツ：整備	テ：点検	ト：カード	

## Ⅱ 整備関係法令

**【3】** 次の各文について、道路運送車両法及びその他関係法令等に照らして適切なものには○を、適切でないものには×を記入しなさい。

1. 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。
2. 指定自動車整備事業者が掲げる標識の塗色は、地色を若草色とし、文字及び標章を白色とすること。
3. 指定自動車整備事業者は、事業場ごとに、自動車の検査について国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者のうちから、整備主任者を選任しなければならない。
4. 自動車特定整備事業者は、特定整備を行う場合においては、当該自動車の特定整備に係る部分が保安基準に適合するようにしなければならない。
5. 指定自動車整備事業の事業場における自動車工の数に対する整備士数の割合は、1/3以上必要である。
6. 自動車特定整備事業の種類は、普通自動車特定整備事業、小型自動車特定整備事業、軽自動車特定整備事業及び特殊自動車特定整備事業である。
7. 指定整備記録簿は、その記載の日から自動車の種別に応じて1年又は2年間保存しなければならない。
8. 事業場管理責任者の事業場全般に係る管理業務に関する責務には、指定自動車整備事業における保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付業務の管理を含む。
9. 自動車特定整備事業者は、整備主任者を変更した場合には、変更のあった日から30日以内に運輸支局長に届け出なければならない。
10. 指定自動車整備事業者は、自動車検査用機械器具について、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から1年以内に、国土交通大臣の登録を受けた者が行う校正を受けるものとする。

6. 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車及び被牽引自動車を除く。）の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置、かじ取装置又は（⑦）（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える（⑦）を除く。）には施錠装置を備えなければならない。
7. （⑧）座席ベルトは、当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルトであって、三点式座席ベルト等少なくとも乗車人員の腰部の移動を拘束し、かつ、上半身が前方に倒れることを防止することのできるものをいう。
8. 速度抑制装置は、自動車が90km/hを超えて走行しないよう（⑨）を調整し、かつ自動車の速度の制御を円滑に行うことができるものとして、速度制御性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
9. 乗車定員11人以上の自動車（緊急自動車を除く。）及び幼児専用車の客室には、運転者及び運転者助手以外の全ての者が利用できる乗降口をその（⑩）に1個以上設けなければならない。

ア：第一種	イ：鉄板	ウ：後面	エ：木箱	オ：左側面	カ：灯光	キ：第二種
ク：作動	ケ：とびら	コ：停止	サ：瞬間	シ：平均	ス：煙	セ：二輪自動車
ソ：手動	タ：かじ取装置	チ：三輪自動車	ツ：開放	テ：自動	ト：閉鎖	

【10】※「第3章 計算問題（146ページ）」を参照。

## ▶ 模範解答

### I 基礎法令

#### 【1】

1. ×（30日以内⇒15日以内）：車両法12条1項
2. ×（軽自動車⇒軽車両）：車両法2条1項
3. ○：施行規則2条 別表第1
4. ○：車両法33条2項
5. ×（14日⇒15日）：車両法71条の2 3項
6. ×（令和7年7月3日⇒令和7年7月2日）：施行規則44条1項
7. ○：車両法98条3項

#### 【2】

1. ①ーウ（運行）：②ーカ（全部）：車両法41条2項
2. ③ーエ（公証）：④ーツ（整備）：車両法1条
3. ⑤ーク（電子的）：⑥ート（カード）：車両法58条2項
4. ⑦ース（継続検査）：車両法66条5項
5. ⑧ーイ（識別）：車両法31条

### II 整備関係法令

#### 【3】

1. ○：車両法47条
2. ×（若草色⇒青色）：指定規則15条 第5号様式 備考(5)
3. ×（整備主任者⇒自動車検査員）：車両法94条の4 1項
4. ○：車両法90条
5. ○：整備事業の取扱い 別紙3の2 1-3
6. ×（特殊自動車特定整備事業はない）：車両法77条
7. ×（種別に係わらず一律2年間）：車両法94条の6 2項
8. ○：整備事業の取扱い 別紙3の2 2.(1)イ
9. ×（30日以内⇒15日以内）：施行規則62条の2 2項
10. ○：指定規則12条1項

R5.1